

令和3年度 第1回公契約条例検討委員会議事録

1 開催日時

令和3年6月23日（水）午後1時30分から午後3時まで

2 開催場所

第一応接室（本庁舎3階）

3 出席委員

高野尾三穂委員、山本綾子委員、木下信幸委員、山口尚徳委員、
大池太士委員、伊藤浩一委員、中野嘉勝委員、板倉章委員

4 欠席委員

なし

5 事務局出席者

向井契約管財課長、鳥井課長補佐、赤穂課長補佐

6 会議要旨

（事務局あいさつ）

公契約条例は、大きく分けて2つのタイプに分かれる。現段階で、松本市としてどちらのタイプにするかという方向性は特にない。委員の皆様の見解等を伺いながら条例の必要性を含め、市としての方向性を決めていきたいと考えている。

（事務局）

本日は、初回の会議にあたるため自己紹介を順番にお願いしたい。

〔各委員及び事務局の自己紹介〕（省略）

議題に入る前に、本委員会における委員の任期については、本日6月23日から本検討委員会の検討が終了するまでとしているが、なるべく短期間で終わりたいと考えている。

次に、議題4の委員長選出と職務代理者については、「松本市公契約条例検討委員会設置要項」により、本委員会は、委員長1名、職務代理者1名を選出することになっている。

また、第5条第1項で「委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める」、更には、第3項で、「委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する」ということになっている。

今回ここで委員長を選出していただき、委員長に職務代理者を指名していただくことになるが、公契約条例に関しては、市長が「まずは、労使双方の意見を聞く場を設けることから取り組みたい」と発言していることから、労使双方の委員の皆様から、それぞれの立場での

活発なご意見をいただきたいと考えているため、委員長には有識者のどちらかにお願いできればと思っている。

(各委員)

意義なし。

(事務局)

委員長は、高野尾委員にお願いしたい。

また、高野尾委員長に職務代理者を指名していただきたいと思う。

(委員長)

職務代理者は、山本委員にお願いしたい。

(各委員)

意義なし。

(事務局)

それでは、議事に入るが、議事進行は、委員長にお願いしたい。

(委員長)

ただいま委員長に承認していただいた。皆様の協力を得て有意義な議論を進めていきたいと考えている。

それでは、次第の順番に従い進めさせていただく。

まずは、「公契約条例の概要」について、事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

配布資料に基づき、議事「(1)公契約条例の概要」から「(5)松本市の入札契約に関する状況」までを一括して説明

[説明内容は省略]

(委員長)

全体を通して質問等がありますか？

(委員)

資料4ページの労務単価の積算の意味ですが、8で割って0.85を掛けるというのは、どういうことを意味しているのか。

(事務局)

4ページ上にある表中の2で、「本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である」ということで、1時間あたりの単価を出すため8で割っている。さらに、その後に0.85を掛けているが、これは、自治体が条例等で決めている係数(基準)。

例えば、1日当たりの単価を10,000円とした場合は、時間単価は8で割った1,250円となり、この単価に0.85を掛けると1,062円になる。これが労働者に支払わなければいけない1時間あたりの額ということで、労働者にその額以上を支払うことを条件に契約を結んでいるため、それ以下だと契約違反になってしまう。

参考として、野田市は0.85だが、千代田区は0.90、関西の自治体は0.75というところもある。これは各自治体の判断で決めていくラインになる。

(委員)

条例の分類が、「賃金型」と「理念型」と言う表現で、色々分類の仕方があるということが分かった。賃金型に分類されている労働条件については、賃金の数字ばかりが全面に出てしまっている感じがする。労働条件全般が、下を押しえつめるような状況にならないということを前提に、他の自治体では検討されてきたようにも思える。

また、公正な競争の確保を行うためにはどうしたらいいのか。条例の中で、労働条件を定めることで、人件費によるダンピングに繋がるような競争にならないようにすることが、大切なことだと思う。各自治体の条例を見ると、賃金だけではなく、各種労働条件等についても検討されてきているのではないか。

「松本市の契約に関する方針」の中で、労働保険等についての説明があったが、労働保険に入るのは当然のことだが、現実には、この当然のことができていない会社もあり、そういうことがないように、公契約においても、地域を良くしていくためには、是非入れていただきたい。

(委員)

本日、建設労働組合から職人の団体の代表として来ているが、組合からも強く言われており、条例の必要性は勿論のこと、賃金型、理念型とある中で、できれば賃金型でお願いしたい。いろいろ意見があると思うので、次回以降に議論していきたい。

(委員長)

松本市公契約条例検討委員会設置要項第2条の所掌事項「(1) 公契約に係る条例の必要性、方向性及び実効性に関すること」と規定されている。

松本市は、現在、「松本市の契約に関する方針」に沿って、制度改正等の取組みを進めているということがあるので、まずは、労働環境等を含めた現状や市の制度などを勘案する中で、そもそも条例が必要なかどうかというところから検討を進めていきたい。

その際、資料5ページの「公契約条例のイメージ」で説明があったとおり、労使の代表に出席いただいているので、それぞれの抱える問題を相互に理解した上で、公契約条例がその解決の手段となり得るのかという視点での議論も必要になるかと思っている。

今日は、初回ということもあり、資料の説明が中心で、委員の皆様からの意見、質問の時間が十分取れなかったため、今回は、それぞれの立場で現状を報告していただき、労働者、事業者、松本市が抱える問題を相互に理解した上で、条例の必要性・方向性について検討を進めていきたいと考えている。

本日の資料はそれぞれ持ち帰っていただき、また次回以降に意見等をお伺いするということをお願いしたい。

(事務局)

以上で、第1回松本市公契約条例検討委員会を閉会する。